

「(仮称)防府市手話言語条例(案)」に対するパブリックコメント(意見募集)の実施結果

1 意見の募集期間

令和7年4月8日(火)～令和7年5月7日(水)

2 意見の提出状況

提出者数 4 人

意見の数 8 件

3 意見への対応区分

A：意見を受けて加筆・修正をしたもの

B：事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの

C：既に記載済みまたは対応済みのもの

D：意見を反映することが困難なもの

E：その他

4 意見に対する市の考え方

番号	該当箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	対応区分
第1条				
1	第1条	前文の「ろう者等や手話に対する理解…」の文言が1条の（目的）で“ろう者等や”が削除されているのは、なにか意図があるのかな？と思いました。	条例の前文には、本条例を制定するに至った経緯や背景、基本的な考え方を示しており、手話に対する理解に加え、手話を使用される「ろう者等」への理解を広げていく必要性についても強調しております。 一方、第1条（目的）におきましては、市の施策の方向性として、「手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備」を定めておりますが、ご指摘のとおり、「ろう者等」については記載しておりません。 しかしながら、条例全体としては、第2条（定義）で「ろう者」及び「手話を必要とする人」について定義するとともに、第3条（基本理念）において「手話が言語であり、ろう者等が日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものであること」や「ろう者等の意思疎通を図る権利が尊重されること」を定めています。 また、第4条（市の責務）、第5条（市民等の役割）、第6条（事業者の役割）等において、ろう者等が安心して手話を使用できる環境づくりを市民、事業者及び市が一体となって推進する責務や役割について定めています。 条例の目的を明確かつ簡潔に示すため、第1条（目的）ではろう者等について記載しておりませんが、手話だけで	E

			なく、ろう者等に対する理解促進につきましても、条例の趣旨や内容において位置付けられているものと考えております。	
第2条				
2	第3号	◆対象者を広げる 市内に通勤し、若しくは通学する者となっていますが手話を使う方は子供もいます。また、別の障害もあわせもっている方もいます。 ・通園する者 ・障害福祉施設に通う者 ・高齢者施設に通う者 ・ショートステイをする者 4つを増やすということは、いかがでしょうか？	第2条第3号で定義する「市民」については、本市の居住者に加え、継続的に本市と生活や社会活動をする上で接点を持つ方々を広く含めるための表現となっており、市内に通園や通所される方も本条例の対象となります。 また、御意見のありました方々が日常生活や社会生活を営む中で手話を必要とする方であれば、同条第2号で定義する「手話を必要とする人」にも含まれます。	C
第7条				
3	第1号～第6号	◆（施策の推進）について 推進する施策が（１）～（６）があげられている。 言語としての認識が定着し、市民の誰もが尊厳を持って、安心した生活をおくるためには、学びたい人が学べるだけではなく、手話を言語として理解するために、子供の頃から身近に触れる必要があると考えます。 このため、「教育の場における手話に親しむ取組その他手話への理解促進のための施策」が必要ではないかと思ひ提案	本市といたしましても、子どもの頃から手話に親しむ機会を確保することは、手話への理解を深め、市民一人ひとりが尊厳を持って、安心して暮らせる共生社会を実現する上で大切であると考えております。 このため、第7条第4号で「手話を学ぶ機会の確保及び手話に接する機会の提供」を定めており、ご提案のありました教育の場での取り組みについても、市の施策として推進することとしています。	C

		します。それが、（４）（５）の施策にも繋がると考えます。 手話はろう者が使うだけではなく、ろう者と意思疎通をしたい人全ての人が使用する言語であることから、ろう者が手話を使用しやすいという視点だけではなく、市民全員が手話を知り、理解していく必要があると思います。	なお、条例検討委員会において条例案の検討を進める中で、第７条に「学校等における手話に接する機会の提供、その他手話に親しむための取組を通じた手話への理解の促進に関する施策」を定めることも協議しましたが、手話に接する機会の提供等は学生だけでなく全ての市民を対象とするべきであることから、誤解を招く表現とならないよう、第７条第４号のとおり表記することで整理いたしました。	
4	第４号	◆手話を学校でも教えてほしい 小学校高学年や中学校で簡単な手話を教えていただきたい。 どうしたの？おはよう等のあいさつ、ありがとう等の簡単な手話だけでも普通学校（学級）でも教えていただきたい。	本市といたしましても、子どもたちが小・中学校等において手話を学び、触れる機会を確保することは、手話に対する理解促進等を図る上で大切であると考えております。 「手話を学ぶ機会の確保及び手話に接する機会の提供」に関する貴重な御意見として、今後の施策の参考とさせていただきます。	B
5	第５号	◆「コミュニケーション支援ボランティア養成講座」の開設について 現在実施されている「手話奉仕員養成講座」は、手話に特化した貴重な学びの場です。 一方で、災害時や日常のさまざまな場面では、手話に限らず、筆談、要約筆記、スマホの活用、やさしい日本語など多様な支援手段が求められています。 そこで、防府市においても、これらの支援方法を総合的に学べる「コミュニケーション支援ボランティア養成講座」を	災害等の非常時に聴覚障害等の有無に関わらず、誰もが円滑に情報を取得し意思疎通を行えるよう、御意見の趣旨を踏まえ、今後の施策の参考とさせていただきます。	B

		新設していただきたく提案いたします。 この講座では、手話に加え、災害対応や支援現場の実践訓練なども取り入れ、より多様な支援者を育成することが可能になります。 私は以前、市民手話講習会（１９９８年）や手話講座（周南市２００５年）に参加し、あいさつなど基本的な手話を学びました。しかし、近所でボヤ騒ぎがあった際、聴覚障害を持つご近所の方から「なぜ人が集まっているのか」「火元はどこなのか」「消防には連絡済みか」といった不安や質問を受けたものの、メモやスマホが手元になく、知っているわずかな単語とジェスチャーで何とか伝えようとしたのですが、十分に伝わらなかったと感じました。 このような場面では、災害や緊急時に即対応できる、柔軟で実践的なコミュニケーション力が必要です。 講座に災害時の場面を想定したシミュレーションや訓練も含めることと、当事者の方に手話やその他当事者の方たちにとって有効なコミュニケーションの方法についての講師として参加いただくことで、より現場で役立つ支援者育成が可能になります。 手話サークルに入会すると同様のスキルが身につくとは思いますが、「サークルの日程があわない」「単発で学びたい」と思っておられる方にとっては必要な講座ではないかと思います。		
--	--	---	--	--

第 8 条				
6	第 8 条	◆第 8 条について 第 8 条に、「ろう者等が手話を使用しやすい環境を整備するために」とあるが、「手話は言語」であることから、ろう者等だけではなく、「すべての市民が手話を使用しやすい環境を整備するために」と明記するほうがより良いと思います。	第 8 条は、ろう者等が日常的に手話を必要としながら、現在なお十分な環境が整っていないことを踏まえ、事業者がろう者等のニーズに応えるために具体的な取り組みを行う場合に、市が必要な支援を行う旨を明確化したものです。 一方、条例全体としては、全ての市民を対象に、手話に対する理解促進や手話を学ぶ機会の確保、手話に接する機会の提供など、全ての市民が手話に親しむための施策を推進することとしております。 御意見の趣旨を踏まえ、今後の施策の参考とさせていただきます。	B
第 9 条				
7	第 9 条	◆手話による「オンライン相談窓口」の設置について 現在、防府市では窓口における対面での相談対応が中心となっており、聴覚障害のある方々にとっては、移動や通訳者の手配が負担となっています。 他自治体では、ビデオ通話による遠隔相談が導入されており、特に福井県坂井市では、手話によるオンライン相談窓口を活用し、聴覚障害者が自宅等から直接相談できる体制が整っています。 防府市においても、オンラインによる手話相談窓口を設置していただければ、日常の困りごとや災害時の情報取得にも役立ち、住民の安心につながると考えます。	現在、本市では病院や公共施設への手話通訳者等の派遣や、市障害福祉課への手話通訳者の設置等を通じ、意思疎通の支援に努めております。 「手話を使用しやすい環境の整備」や「情報通信技術の活用」に関する貴重な御意見として今後の施策の参考とさせていただきます。	B

		以前、聴覚障害のある方とメールでやりとりをした際、うまく意思疎通ができず返信が来なかったことがありました。メールは文字情報で伝える手段ですが、障害のある方にとって必ずしも使いやすいとは限らず、コミュニケーションが一方通行になる場合もあります。 そのため、手話での対話が可能で「オンライン相談窓口」があれば、本人の言語（手話）でリアルタイムに意思疎通ができることからより信頼関係を築きやすく、必要な支援にも迅速に対応できると考えます。 また、オンライン相談窓口は、当事者と窓口対応者の双方が操作に慣れている場合には非常に有効な手段となります。ＩＣＴ機器の扱いに習熟していれば、リアルタイムで手話による意思疎通が可能となり、利便性が高まります。 一方で、古くから地域で生活されている聴覚障害者の中には、手話表現に不安がある方や読唇を中心としたコミュニケーションを望む方もいらっしゃいます。また、馴染みのある手話通訳者の同行による安心感が重要な場合もあります。 このような多様なニーズに対応するためにも、ＩＣＴ機器の活用やオンライン対応に関する職員・当事者双方を対象としたコミュニケーション研修の実施が望まれます。研修を通じて、オンライン窓口の活用がスムーズに行える環境整備を進めることで、誰もが安心して相談できる仕組みが実現すると考えます。		
--	--	---	--	--

その他				
8	その他	・他市、他県の手話言語条例とも照らしあわせ、遜色ないものだと思いましたが、個人的に本市のは“前文”に①この条例を制定しようとする経緯 ②この条例の目的と基本理念がしっかりと書いてあり、それが（第1条 目的）（第3条 基本理念）に投影され、整合性があるって分かりやすいと感じました。 ・具体的な条文表示がないのは「容易に改正ができないので社会状況の変化や新たなニーズへの迅速な対応が難しくなり、かえって施策の柔軟性が失われるリスクがある」と聞けば、この案の表記は納得がいく。 ・パブリックコメント（意見募集）の手話動画があって、とても良かった。	全ての市民が尊厳をもって、安心して生活することのできる共生社会の実現に向けて、手話の理解促進等に関する施策の推進に取り組んでまいります。 また、ろう者等が市政に関する情報を円滑に取得できるよう、手話を用いた情報発信に今後も努めてまいります。	B